

(様式第1号)

年 月 日

加古川市長 様

AED等貸出申請書

AED等の貸出しを受けたいので、市内行事における自動体外式除細動器（AED）貸出要綱の規定に基づき、AED等貸出申請時の注意点（裏面）を確認のうえ下記のとおり申請します。

申請者		連絡先	
申請者住所			
団体名			

行事の名称	
開催期間	年 月 日 () から 年 月 日 ()
開催場所	
行事の参加予定者数	人
貸出希望日	年 月 日 ()
返却予定日	年 月 日 ()

次の内容のうち該当する箇所にチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	AED等のレンタル費用等を含む補助金（補助金に類するものを含む。）を受けていない又は受ける予定はない。
<input type="checkbox"/>	AED等を設置していない市内の会場で市民を主な対象とし、参加者が概ね10人以上の行事である。

-----以下、職員チェック欄-----

身分証明書の確認	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
行事の確認	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
貸出可否	<input type="checkbox"/> 貸出可（重複なし） <input type="checkbox"/> 貸出不可

AED 等貸出申請時の注意点

- 貸出が可能な AED 等は 1 台です。
- 貸出は先着順となります。
- 市内で開催する行事以外への貸出はできません。
- デモ機としての貸出しはできません。
- 1 度の申請で貸出しできる期間は最長 7 日間です。7 日を超える場合は、再申請が必要です。
- 行事が中止又は開催期間が短縮となった場合は、速やかに返却ください。
- 貸出にかかる費用は無料ですが、運搬等にかかる費用は申請者で負担してください。
- 貸出し後は適切に管理いただき、目的外の利用や転貸・譲渡はしないでください。
- 申請者の責任による破損や紛失があった場合、損害賠償を請求します。
- 返却時には AED 等返却報告書（様式第 4 号）の提出が必要です。
- 貸出及び返却の際は、地域医療課窓口へ来庁が必要です。（開庁時間は平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）※市民センター等での貸出及び返却は行っていません。